

平成 27 年 1 月 23 日 開会

平成 26 年度 第 11 回紫波町教育委員会定例会会議録

紫波町教育委員会

平成 26 年度 第 11 回紫波町教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成 27 年 1 月 23 日 午後 4 時から午後 4 時 20 分

1 場 所 紫波町中央公民館

1 出席委員	委員長	高橋 榮 幸 君
	職務代理	佐藤 秀 道 君
	委員	森田 英 仁 君
	委員	松川 久 美 君
	教育長	侘美 淳 君

1 説明員	教育部長	小田中 健 君
	学務課長	森川 一 成 君
	生涯学習課長	高橋 正 君
	国体推進課長	八重嶋 靖 君
	学校給食センター所長	新井田 友 子 君
	学習推進室長	谷地 和 也 君
	学務室長	葛 博 之 君

付議事件

日程 1 会期の決定について

日程 2 議案第 1 号
「紫波町教育研究所設置条例の一部を改正する条例案について」

日程 3 議案第 2 号
「紫波町立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について」

議事の概要

(開会 午後 4 時)

- 高橋委員長
これより会議を開きます。
本日の出席者は 5 名でございますので、会議は成立いたしました。
本日の会議日程は、あらかじめ皆様方に配付されているとおりでございます。
それでは、ただ今から平成 26 年度第 11 回紫波町教育委員会定例会を開会いたします。
日程に入るに先立ちまして、教育長から報告をお願いいたします。
- 侘美教育長
(平成 26 年度第 10 回教育委員会定例会から本日までの教育委員会関係行事について報告)
- 高橋委員長
日程第 1、「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 高橋委員長
異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。
- 高橋委員長
次に、日程第2、議案第1号「紫波町教育研究所設置条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 佐美教育長
議案第1号、「紫波町教育研究所設置条例の一部を改正する条例案について」であります。
紫波町教育研究所設置条例の一部を改正する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を申し出ることについて、審議をお願いするものであります。詳細につきましては、学務課長より説明いたします。
- 森川学務課長
議案第1号、「紫波町教育研究所設置条例の一部を改正する条例案について」、補足説明させていただきます。
紫波町教育研究所の位置を変更しようとするものであります。
現行の位置、紫波町日詰字下丸森24番地の2から、新庁舎移転に伴いまして、紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1とするものでございます。
これは、新しい庁舎が開庁になります平成27年5月7日から施行するものでございます。以上です。
- 高橋委員長
これより質疑に入ります。
(「なし」の声あり)
質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
議案第1号「紫波町教育研究所設置条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 高橋委員長
ご異議なしと認めます。
よって議案第1号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長
次に、日程第3、議案第2号「紫波町立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 佐美教育長
議案第2号、「紫波町立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について」であります。
紫波町行政区の見直しに伴い、通学区域の規定を整理するとともに、併せて所要の整備をしようとするものであります。詳細につきましては、学務課長より説明いたします。

- 森川学務課長
 - 議案第 2 号、「紫波町立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について」、補足説明させていただきます。
 - 現在、日詰小学校の通学区域は日詰第 1 区から第 20 区までと古館第 2 区の一部となっておりますが、オガール地区に新しく日詰 21 区が出来ますので、日詰第 1 区から第 21 区までと古館第 2 区の一部と改正するものであります。
 - 併せて、赤沢小学校の通学区域ですが、赤沢第 1 区から第 8 区までとなっておりますが、赤沢第 1 区から第 6 区までと、赤沢第 7 区の一部、赤沢第 8 区と改正するものであります。
 - さらに、長岡小学校の通学区域ですが、長岡第 1 区から第 11 区までとなっておりますが、長岡第 1 区から第 11 区までと、赤沢第 7 区の一部と改正するものであります。赤沢第 7 区の一部については、従前から長岡小学校に通学しておりますので、今回整備するものであります。
 - この規則は、公布の日から施行するものであります。以上です。
- 高橋委員長
 - これより質疑に入ります。
- 森田委員
 - 赤沢 7 区の一部ですが、具体的にはどこになりますか。
- 森川学務課長
 - 北田字新田地区の一部となります。
- 高橋委員長
 - その他、よろしいでしょうか。
 - （「なし」の声あり。）
 - 質疑を打ち切ります。
 - お諮りいたします。
 - 議案第 2 号「紫波町立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
 - （「異議なし」の声あり）
- 高橋委員長
 - ご異議なしと認めます。
 - よって議案第 2 号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長
 - 以上をもって付議事件の審議は、終了いたしました。
 - 続いて、その他に入ります。
 - 事務局から説明願います。
- 事務局からの事務連絡（葛学務室長）
 - ・ 次回教育委員会定例会開催日の調整
 - 調整結果：次回は 2 月 27 日（金） 午後 4 時
 - ・ 平成 26 年度岩手県市町村教育委員会協議会委員研修会について
- 高橋委員長
 - 他に皆様から何かございませんでしょうか。
 - （「なし」の声あり。）
- 高橋委員長
 - 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これで平成 26 年度第 11 回紫波町教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉 会)

(閉会 午後 4 時 20 分)